

町の公共施設の使用料金が、令和元年10月1日より改正となります。これに伴いまして、美幌町民会館の使用料及び減免基準が次のとおり改定となりますので、ご注意ください

### 【町民会館使用料金表】

建物	区分	人員	広さ	単位	使用料	摘要
び ほ ー る	大ホール「びほーる」	540人	客席440.3㎡	1時間	6,000円	
	舞 台		舞台460.1㎡		1,200円	練習使用
	楽屋1	10人	22.8㎡		360円	
	楽屋2	10人	22.7㎡		360円	
	楽屋3	15人	31.0㎡		480円	
	ギャラリー	60人	422.8㎡		600円	
町 民 会 館 新 館	中ホールA	100人	84畳・136㎡		700円	
	中ホールB	100人	85畳・139㎡		700円	
	小ホールA	30人	35畳・58㎡		400円	
	小ホールB	60人	70畳・114㎡		600円	
	会議室1	12人	15畳・25㎡		300円	
	会議室2	12人	16畳・26㎡		300円	
	会議室3	12人	18畳・30㎡		300円	
	会議室4	12人	18畳・30㎡		300円	
	会議室5	12人	16畳・27㎡		300円	
	会議室6	12人	15畳・25㎡		300円	
	会議室7	24人	32畳・52㎡	400円		
	会議室8	24人	28畳・46㎡	400円		
	地域活動室	12人	27畳・45㎡	400円		
	和室A	12人	12.5畳・25㎡	300円		
和室B	15人	15畳・27㎡	300円			
配膳室	12人	27畳・45㎡	400円			
営利営業を目的に使用する場合			使用料金表の額に町内者は100%、町外者は200%増とする			
暖房実施期間中の使用料 (11月1日から4月30日)			使用料金表又は超過時間の使用料の額の50%増			
10円未満の端数が生じた場合			切り捨てる			

### 【町民会館備付物件使用料表】

種 別	名 称	単位	使用料	摘 要	
設備備品	舞台照明設備	1日	5,000円		
	音響設備	1日	1,000円		
	ビデオプロジェクター	1日	1,000円	スクリーン含む	
	金屏風	1日	1,000円		
	コンサートグランドピアノ	1日	6,000円	スタインウェイ&サンス D-274	
		1時間	1,000円		
	ピアノ	1日	2,000円		
配膳室設備	1日	1,800円			
営利目的で使用する場合		1日の使用回数に使用料を乗じて使用料を徴収			

別表第 2(第 6 条関係)

減免基準 (令和元年 10 月 1 日から)

対象となる要件		減額の割合又は免除の区分
1	社会教育関係団体が会議で使用する場合 (1)美幌町文化連盟及び加盟団体(2)美幌町 PTA 連合会及び加盟団体(3)美幌町体育協会及び加盟団体	免除
2	美幌町自治会連合会、各部会(団体の会議、事業で使用する場 合。単位自治会は、会議で使用する場合のみ。ただし、アルコールを伴う飲食で使用する場 合を除く)	
3	美幌町青少年育成協議会及び青少年育成を目的とした美幌町教育 委員会が認める団体が教育活動の一環として使用する場 合	
4	美幌町社会福祉協議会が使用する場 合	
5	美幌町老人クラブ連合会が使用する場 合	
6	美幌町が公用又は公共的事業で使用する場 合	
7	町内に設置されている学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規 定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する保育所の児童生徒が、自ら行う文 化活動及び学校行事として使用する場 合	
8	町内で開設されている老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規 定する老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場 合	
9	町内で開設されている介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規 定する介護老人福祉施設が入所者及び利用者のために使用する場 合	
10	町内で開設されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に規定する障害 者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う者が入所者及び利用 者のために使用する場 合	
11	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けた者及びその関係者で構成する町内の団体が利用する場 合	
12	美幌町文化連盟、美幌町文化連盟加盟団体、美幌町体育協会及び 美幌町体育協会加盟団体が事業(舞台発表・講演会等)で使用する 場合(1 年につき 1 回のみ。アルコールを伴う飲食で使用する場 合を除く)	9 割減 免
13	9 割減免の団体が、年度内で 2 回目以降に使用する場 合	5 割減 免
14	美幌町が共催する事業で団体が使用する場 合	免

備考 上記の減免対象となる要件で規定している 1 年の期間は 4 月 1 日から  
翌年の 3 月 31 日までとする。